

第3類（杏林大学共同研究規程）

○杏林大学共同研究規程

制定	平成 3年	2月25日		
改正	平成14年	4月 1日	平成19年	4月 1日
	平成25年	5月20日	平成26年	6月16日
	平成28年	2月15日		

（目的）

第1条 この規程は、杏林大学（以下「本学」という。）の教育職員が、それぞれの有する学術研究の分野において学内あるいは学外で行う共同研究を実施するにあたり必要とする諸事項を定め、もって当該研究の活性化と円滑化を図り、本学の学術研究の発展に寄与するとともに、研究成果を社会に還元することに努めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における共同研究とは、特定の研究課題について複数の者が共同で実施する研究をいい、本学の自主性の下に行われる学外諸機関（他大学、研究所、団体及び企業等をいう。以下同じ。）又は、学外諸機関に所属する研究者との提携により行われるものとする。

（申請手続）

第3条 共同研究の実施を予定する者は、研究代表者を定めなければならない。

- 2 研究代表者は、原則として研究開始前に、所定の共同研究（新規・継続）申請書（様式第1）を学部長又は研究科長を経て学長に提出しなければならない。
- 3 研究開始年度を超えて継続して研究をする場合には、当該年度の開始前に前項により改めて申請手続を行うものとする。
- 4 学外諸機関に所属する研究者が本学の施設、設備等を使用する必要があるときは、研究者はあらかじめ学部長又は研究科長の承認を得るものとする。
- 5 共同研究を実施しようとする場合は、必要に応じて共同研究契約書を作成するものとする。

（研究期間）

第4条 同一研究課題の継続研究期間は、原則3年を限度とする。

（共同研究審査委員会）

第5条 本学に杏林大学共同研究審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次の各号の委員で組織する。

- （1）学長
- （2）副学長
- （3）研究推進センター長
- （4）各学部長及び各研究科長

3 学長は、委員長となり審査委員会を招集し、その議長となる。

第3類（杏林大学共同研究規程）

4 委員長は、必要に応じ当該共同研究に係る教員を出席させ意見を聴くことができる。

5 審査委員会は、次の各号に規定する事項を審議する。

- (1) 共同研究課題の募集に関する事項。
- (2) 共同研究課題の計画内容の審査に関する事項。
- (3) 共同研究候補課題の選考に関する事項。
- (4) 継続研究課題の選考に関する事項。
- (5) その他、共同研究に関する事項。

6 審査委員会に関する事務は、大学事務部がこれを担当する。

（承認）

第6条 学長は、提出された共同研究課題について、各学部教授会又は各研究科委員会の議を経たのち、審査委員会の議を経てこれを承認する。

2 前項により承認された共同研究課題については、共同研究実施承認通知書（様式第2）をもって研究代表者に通知するものとする。

（研究経費）

第7条 共同研究に要する研究経費の取扱については、本学園の経理規程の定める基準並びに各補助金交付者の定める基準によりこれを処理しなければならない。

（報告）

第8条 研究代表者は、各年度終了後に共同研究成果（経過）報告書（様式第3）を、学部長又は研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 補助金交付者から研究経費の補助をうけた共同研究課題については、その定めるところに従い研究成果等を補助金交付者に報告するものとする。

（公表）

第9条 研究代表者は、研究期間終了後1年以内に、共同研究の成果を研究紀要、研究論集等に掲載し、公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により公表できない場合は、以後の公表計画等を学長に報告するものとする。

2 学長は、研究の内容及び成果等を取りまとめ研究報告書を作成するものとする。

（担当事務）

第10条 共同研究に関する事務は、医学部事務部事務課又は井の頭事務部庶務課が担当し、研究報告書の作成に関する事務は、大学事務部がこれを担当する。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃については、審査委員会の議を経て、運営審議会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は平成 3年 4月 1日から施行する。

第3類（杏林大学共同研究規程）

- 2 医学部研究助成金に基づく研究課題のうち、共同研究を伴うものはこの規程に準じて処理するものとする。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

第3類（杏林大学共同研究規程）

様式第1（表）

No. _____

平成 年度共同研究（新規・継続）申請書

学長 殿

学部長又は研究科長

下記のとおり平成 年度の共同研究を実施したいので申請いたします。

共同研究課題	(40字以内とする。)			
研究代表者	所 属	職 名	研 究 期 間	
⑩			平成 年 月 日～平成 年 月 日	
共同研究者	所 属	職 名	役 割 分 担	研究区分
				学 部 ・ 研究科
学外者の施設利用の有無	有・無	研究費総額	円	
キーワード	5つ以内で記入			研究分野
共同研究の目的				
共同研究の内容・計画				

第3類（杏林大学共同研究規程）

様式第1（裏）

平成 年度共同研究に係る所要経費内訳明細表（見込）

区分	大 科 目	小 科 目	経 費	備 考
支 出 内 訳	教育研究経費	消 耗 品 費	円	
		光 熱 水 費		
		通 信 運 搬 費		
		印 刷 製 本 費		
		出 版 物 費		
		旅 費 交 通 費		
		賃 貸 料		
		保 守 管 理 料		
		報 酬 委 託 料		
		修 繕 費		
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	人 件 費 支 出	臨 時 要 員 人 件 費		
	設 備 関 係 支 出 (明細については研究代表者が保管)	教 育 研 究 用 機 器 備 品 費		
		図 書		
	小 計 (A)			
収 入 内 訳	補 助 金 収 入	補 助 金 名 を 記 入		
	受 入 金 収 入	企 業 等 名 を 記 入		
	小 計 (B)			
合 計 (A-B)				

第3類（杏林大学共同研究規程）

様式第2

平成 年 月 日

研究代表者 殿

学長 [印略]

共同研究実施承認通知書

平成 年度共同研究申請書（様式第1）により申請のあった下記の研究については、平成 年 月 日開催の共同研究審査委員会において下記のとおり承認されましたので通知します。

なお、学外の研究者が本学の施設・設備を使用する場合は、本学の定める諸規程を遵守することを条件として許可します。

記

研究課題名：

研究期間：

研究経費：

以上

第3類（杏林大学共同研究規程）

様式第3（表）

平成 年度共同研究成果（経過）報告書

学長 殿

学部長又は研究科長

下記のとおり平成 年度の共同研究成果（経過）を報告いたします。

共同研究課題	(40字以内とする。)			
研究代表者	所 属	職 名	研 究 期 間	
⑩			平成 年 月 日～平成 年 月 日	
共同研究者	所 属	職 名	役 割 分 担	研究区分
				学 部 ・ 研究科
キーワード（5つ以内で記入）				
研究成果（経過）				

